

福島県教育委員会令和7年7月定例会会議抄録

1	開	催	日	時	令和7年7月18日（金）午後1時30分から
2	開	催	場	所	教育委員室（県庁西庁舎5階）
3	出	席	者		鈴木竜次教育長、1番 高橋理里子委員、2番 正木好男委員（オンライン出席）、 3番 吉津健三委員、4番 平塚康晴委員、5番 横田純子委員
4	議 事 内 容 及 び 経 過				
(1)	開				午後1時30分、教育長から7月定例会の開会が告げられた。
(2)	会 議 録 署 名 委 員 の 指 名				教育長から、横田委員と高橋委員が会議録署名委員として指名された。
(3)	会 期 の 決 定				教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4)	記 録 係 の 指 名				教育長から、猪俣副主査が記録係に指名された。
(5)	政 策 監 提 出 理 由 説 明				教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。 政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。 （説明概要） 議案第1号及び議案第2号については、教職員に対する懲戒処分を行うもの。 議案第3号については、令和7年度教育・文化関係表彰の被表彰者の決定について、教育長臨時代理により処理したことについて承認を求めるもの。 報告第1号については、緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議を踏まえ、児童生徒性暴力等の防止に関して服務規律の確保の徹底や被害の未然防止のための取組を学校等に求めたことについて報告するもの。

(6) 会 議 (一 部) 非 公 開	報告第2号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。 教育長から、本日の審議事項のうち、議案第1号から議案第3号、報告第2号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。
(7) 報 告 審 議 報 告 第 1 号	児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底に係る取組について（報告第1号）、職員課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく了承された。 吉 津 委 員：学校所有等の端末で撮影した画像の持ち出しを禁止する記載があるが、学校所有のビデオ等で撮影する場面はどのようなものがあるのか尋ねたい。 職 員 課 長：球技大会等での撮影が想定しており、撮影したものを管理職の許可なく持ち出すことを禁止するもの。 平 塚 委 員：スクールカウンセラーのSNSを活用した相談事業については、スマートフォンを所有していない児童生徒へはどのように対応しているのか。 職 員 課 長：電話相談窓口を利用するよう児童生徒・保護者へチラシ等で周知している。 これ以降の審議については、決定されたとおり非公開とされた。
(8) 前 回 会 議 録 の 承 認	教育長が、令和7年6月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。
(9) 議 案 審 議 議 案 第 1 号	福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第1号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく

議 案 第 2 号	原案のとおり可決された。 福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第2号）、高校教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 午後2時22分、教育長から暫時休議が告げられた。 午後2時24分、教育長から委員会の再開が告げられた。
議 案 第 3 号	教育長臨時代理による処理の承認について（議案第3号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
(10) 報 告 審 議 報 告 第 2 号	訓告処分等について（報告第2号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。
(11) 次 回 の 日 程	次回の定例会について、教育総務課長から令和7年8月22日（金）午後1時から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(12) 閉 会	午後2時43分、教育長から閉会が告げられた。